



広報

なは

市民の友

第787号毎月1日発行

2016年(平成28年)

8月

発行 那覇市
〒900-8585 那覇市泉崎1丁目1番1号
☎(代表)867-0111
印刷 光文堂コミュニケーションズ(株)
配布 那覇市シルバー人材センター

市の人口と世帯	
※()内はうち外国人	
2016(平成28)年6月末現在	
総人口	323,718 (3,713)
男	157,008 (2,100)
女	166,710 (1,613)
世帯数	148,269 (2,509)

パートナーシップ登録 スタート!



7月17日の「ピンクドット沖縄2016」で挙式したお2人

7月8日に「那覇市パートナーシップ登録」制度がスタートしました。人が多様な性を生きることは、人権として尊重されるものです。昨年、「性の多様性を尊重する都市・なは」を宣言しました。その中で築かれるパートナーシップもまた人権として尊重されるべきものです。差別や偏見にさらされることなく、安心して暮らしたい、という思いに寄り添うパートナーシップ登録制度についてご紹介します。



パートナーシップ登録

戸籍上の性別が同一の2人の申請に基づき、市長が2人をパートナーシップの関係にあると認めた場合、「パートナーシップ登録証明書」を交付します。

パートナーシップ登録は、法的な効力を生じるものではありませんが、当事者からは「社会に認められていると感じられ、精神的な支えになる」との声があがっています。

他の自治体では東京都渋谷区や世田谷区、三重県伊賀市、兵庫県宝塚市がすでに同様の制度を行っており、本市は全国で5例目となります。



那覇市パートナーシップ登録証明書



申請から登録の流れ

1 電話予約
申請の日時を決め、場所や必要書類の確認をします

2 申請
申請書類を提出し、本人確認をします

【申請に必要な書類】

- ・パートナーシップ登録申請書
- ・住民票抄本
- ・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- ・本人確認ができるもの

3 登録
「那覇市パートナーシップ登録証明書」を交付します



パートナーシップ登録 を行う効果

民間ですでに、行政が発行したパートナーシップに関する書類(証明書など)を提示することでサービスを提供している企業などもあります(例えば、携帯電話の家族割引や航空会社のマイレージ家族共有など)。

市でも、今後、市営住宅の入居申し込みや医療機関での手続きなどで活用できるよう、整備を進めていきます。

パートナーシップ登録証明書の提示 を受けた企業・事業所のみなさまへ

パートナーシップ登録によって何らかの法律上の効果(婚姻、相続、税金の控除など)が生じるものではありません。しかし、事業者のみなさまには、パートナーシップ登録の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。



もっと知りたい パートナーシップ登録

Q: どんな人が対象ですか?

次のすべてに当てはまる人が対象となります。

- ① 20歳以上の人
- ② 原則として那覇市民
- ③ 2人の戸籍上の性別が同じ
- ④ 配偶者がいないこと
- ⑤ その他、那覇市が定めた要件を満たしていること(例えば、互いを人生のパートナーとして経済的、精神的、物理的に支え合っているなど)

Q: パートナーシップ登録は結婚と同じですか?

いえ、結婚制度のような法的効力は一切発生しません。

Q: プライバシーは守られますか?

申請は個室で対応します。不安なことがあれば、お気軽にご相談ください。

Q: パートナーシップ登録には費用がかかりますか?

いえ、登録に費用はかかりませんが、申請時の添付書類として、住民票抄本と戸籍抄本を提出してもらいます。それぞれ200円・450円の手数料がかかります。

Q: パートナーシップ登録はいつまで有効ですか?

原則として期限はありません。しかし、パートナーシップが解消されたとき、登録者が転出・死亡したときなどは、登録が削除されます。

気になることやわからないことは、お問い合わせください



平和交流男女参画課
なは女性センター

☎951・3203

主な紙面

- パートナーシップ登録スタート……………1
- 市職員募集／衣装と食器のレンタル……………2
- 乗合タクシー実験運行／コンビニで証明書取得……………3
- 子どもの居場所づくり／情報バック……………4
- 博物館トピックス／ニュースダイジェスト……………8



お昼2時から夜9時まで毎日巡回する「迷惑行為等防止は正指導員」。路上喫煙者を発見したときも指導を忘れません

那覇市長 城間幹子

市長室

ばいばい！ 幹子やいびくん
再び訪れたくなる
観光地へ



景勝地めぐり、美味しい料理、旅の楽しみはいろいろ尽きませんが、やはり訪れた土地の温かい人情に触れることが一番の思い出になると思います。

沖縄観光が好調に推移し、4年連続で入域観光客数が増加しているのも、やはり島の魅力と心尽くしのウトウイムチ(おもてなし)に惹かれるからではないでしょうか。

一方で、国際通り周辺での強引な客引き、歩道への違法な置き看板や商品の陳列、バイクなどの駐輪が散見され、「ウトウイムチの心」に影を落としていました。そこで、平成27年4月に「めんそーれ那覇市観光振興条例」を施行し、国際通り各商店街や周辺地域のみなさまのご協力のもと、今年1月より迷惑行為に対する是正指導を続けています。今では、市民や観光客が歩きやすい道路、街並みへと変化を見せつつあり、本条例の趣旨に賛同くださる店舗のみなさまのおかげだと、深く感謝申し上げます。今後も本条例の趣旨の浸透に努め、必要に応じて、道路管理者や警察などと連携して対応していきます。

市民のみなさまにおかれましても、「再び訪れたくなる観光地・那覇」に向けた良好な環境づくりにご協力くださるよう、ゆたさるぐとうにげいさびら。